

第2回農業委員会総会(令和7年5月20日)HP用

事務局

(渡部 渉)

皆さん、おはようございます。

只今の出席委員は11名で定足数に達しておりますので只今から令和7年度第7回農業委員会総会を開会致します。

では会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さん、おはようございます。5月も20日になりまして、春の農作業が順調に進んでいることと思います。今年は水不足の話もなく、気温の乱高下が激しいので、農作業もたいへんかと思いますが、宜しくお願いしたいと思います。

先日、下野新聞によりますと、栃木県農業会議会長は司法書士会と連携して、所有者不明農地の解消を進めたいという事でした。本日も所有者不明農地の取組みについてという事で事務局より説明があるかと思いますが、宜しくお願いします。

栃木県内には相続未登記の農地が12,758haあるそうです。那須町の農地が、約5,000、6,000haですから、その倍程が未登記で相続人がいない農地ということになりますので、かなり重大な問題ではないかというふうに思っております。今後とも農地が農地として利用されるように、皆さんと共に注視して行きたいと思っております。本日は宜しくお願いします。以上です。

事務局

(渡部 渉)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(渡部 渉)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

10番・佐藤秀明委員、11番・渡邊文夫委員の2名をご指名致します。

—報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について—

議長

(高久 和司)

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 (内野 つかさ)

それでは、2頁をお開きください。

報告第1号の1番につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可申請を令和7年3月21日の総会において許可相当とし、令和7年3月28日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので、同年4月28日付けの那須町の太陽光条例の許可日に併せ、会長専決により許可したものであります。

続きまして、2番につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可申請を令和7年4月18日の総会において許可相当とし、令和7年4月28日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので、同年4月28日付けで会長専決により許可したものであります。

以上ご報告を申し上げます。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

それでは、これより審議に入ります。

それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

3頁をお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から3番の3件でございます。

これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の渡邊文夫委員、調査の報告をお願いします。

11 (渡邊 文夫)

議案第1号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人)大田原市〇〇 Aさん

(譲受人)寺子〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)遠方におり、自ら耕作できないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 10アール当たり ××円

取得者の経営状況は、面積、従事者については記載の通りです。家畜に和牛××頭を肥育していますので付け加えて頂きたいと思います。

総合意見：譲渡人は遠方に住んでいるため、自分では耕作できないので地元で耕作している譲受人に売り渡すという事です。譲受人は農機具等も充実しており、規模拡大を図るということ、また、後継者も居り好ましい申請であると見て参りました。以上報告致します。

議長

(高久 和司)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5

(大平 康市)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願い致します。

7

(渡辺 毅)

議案第1号番号2について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Cさん

(譲受人) 寺子丙〇〇 Dさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)経営規模縮小のため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 10アール当たり ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見： 権利移転・設定の事由の箇所に、譲渡人は経営規模の縮小のためと記入されていますが、当該地を含む一帯に基盤整備の計画があり、その中に譲渡人の所有地が486㎡で基盤整備をされても狭小地の農地になってしまうことから、利便性が上がらないという事で、親戚で、また、本宅でもある譲受人に譲り渡すという事です。また、譲受人に関しては、基盤整備の計画から1筆当たり1ha規模の農地になるということでもありますので、使いやすい農地になるということで、農地が整理され好ましい申請ではないかと見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

次に3番について担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第1号番号3についての報告を致します。

(譲渡人) 高久乙〇〇 Eさん

(譲受人) 那須塩原市〇〇 Fさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身では耕作しないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見： 相続での農地で、耕作不能ですが、立地も良くシャインマスカットで実績のある譲受人ですから、その販売(直売)に最適ではないかと思えます。農業委員会と致しましても農地利用の優良事例としても良いと思えます。以上です。

議長	(高久 和司) 調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
5	(大平 康市) 担当委員の報告に同意致します。現地は現在荒れておりますけれども、農地を農地として活用したいということで、好ましい案件として見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。
—議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について—	
議長	(高久 和司) 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(内野 つかさ) 4頁をお開きください。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」は1番の1件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員は私ですので、私から調査の報告を致します。
12	(高久 和司) 議案第2号番号1について調査の報告を致します。 (申請人)高久丙〇〇 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りでございます。

地目:登記 畑 現況 畑

農地区分:第2種

転用の事由:申請者は申請地の南西側に自宅を構えていたが、老朽化により住み続けるのが困難となった為、娘の自宅の隣に新たに自宅を建てたい。

転用の概要:住宅用地 ××m²

資金計画:用地費 ××円 造成費 ××円 建築費 ××円

計 ××円 全額借入金

総合意見: 申請人は申請地の南側に住宅を構えていたが、築50年以上が経過し住宅が老朽化したため、住み続ける事が困難となり新築する事にしましたが、道路より100m離れており私道として管理する事が難しいと考え、娘の住居の隣に住宅を建設する事に致しました。資金証明、住宅図面等が添付されており、やむを得ない申請であると思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (大平 康市)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番について許可することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について許可することに決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局	(内野 つかさ) 6頁をお開き下さい。 議案第3号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(高久 和司) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第3号番号1について、調査報告を致します。 (願出人)那須塩原市〇〇 Hさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Hさん 外××名 利用状況:60年前から山林として利用しており、現在に至る 総合意見: 申請地は元伊王野小学校の北方面へ5km程進んだ所にある山間地です。60年前より共同山林として利用されており、現在に至ります。まさしく非農地として確認して参りました。以上報告致します。
議長	(高久 和司) 調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
5	(大平 康市) 担当委員の意見に同意を致します。現地を確認したところ、60年前に植えた杉、檜だと思うのですが、これはきれいに伐採してありまして、現在は若木が植えてあります。登記名は牧場となっておりますけれども、私どもが見た限りでは山林なのではないかと確認しました。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 次に「非農地証明願」の2番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。

7 (渡辺 毅)

議案第3号番号2について、調査報告を致します。

(願出人)高久丙〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Iさん

利用状況:昭和60年以前から出荷用搾乳牛の畜舎として利用しており、現在に至る

総合意見: 当該地は広谷地から池田に向かう県道沿いにあり、昭和60年以前から畜舎を建て酪農を営まれていましたが、現在は酪農を廃業され、一切の農業は行われておらず、建物だけが残存した状態です。まさしく非農地として確認して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意を致します。現地は当時の畜舎が現在も残っておりますので、間違いなく非農地として見てまいりました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。

—議案第4号 再生困難農地の非農地判断について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第4号「再生困難農地の非農地判断について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

8頁をお開き下さい。

議案第4号「再生困農地の非農地判断」については1番から6番の6件でございます。
再生困難農地の非農地判断につきましては令和6年度に実施した農地パトロールにおいて再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のB分類に区分した農地について、非農地とするか否かを審議するものでございます。今回上程している農地につきましては、令和2年度から令和6年度の農地パトロールにおいて5年間に渡り引き続きB分類の状態が続いているものでございます。またこれらの土地の所有者に対して非農地判断についての事前通知をしており、農地としての残地意向がなかったものでございます。今回非農地として決定された場合は土地所有者に対し非農地通知を発出し、非農地として決定した旨、及び法務局において地目の変更登記を行うよう通知致します。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「再生困難農地の非農地判断」1番から3番については関連がございますので、一括して報告をお願いします。また、担当委員の室井廣美委員は欠席の為、事務局より調査の報告を致します。

事務局 (内野 つかさ)

議案第4号番号1から3について、調査のご報告を致します。

所有者:豊原丙〇〇 Jさん

土地の所在:豊原丙

地目:登記簿 畑 現況 山林

面積:××㎡

続きまして番号2番をご説明します。

所有者:豊原丙〇〇 Jさん

土地の所在:豊原丙

地目:登記簿 畑 現況 山林

面積:××㎡

議案第4号番号3番をご説明します。

所有者:豊原丙〇〇 Jさん

土地の所在:豊原丙

地目:登記簿 畑 現況 山林

面積:××㎡

総合意見: 対象の3筆はどれも山林化しており農地に復元することが著しく困難でございます。まさに非農地であると見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

只今、事務局より説明がありました通り、現地は山林そのものでございました。以上です。

議長 (高久 和司)

	担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「再生困難農地の非農地判断の1番から3番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番から3番を非農地とすることに決定致します。 次に4番について、担当委員の室井廣美委員は欠席のため、事務局より調査の報告を致します。
事務局	(内野 つかさ) 議案第4号番号4について、ご説明致します。 所有者:豊原丙〇〇 Kさん 土地の所在:豊原丙 地目:登記簿 畑 現況 山林 面積:××m ² 総合意見: 対象の農地は山林化し、隣接する山林との境界も定かではなく、農地に復元する事が著しく困難であり、まさに非農地であると見て参りました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
11	(渡邊 文夫) 事務局から説明がありました通り、現地は山林化していた状態でございます。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「再生困難農地の非農地判断の4番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—

議長	(高久 和司) 異議なしと認め、4番を非農地とすることに決定致します。 次に5番、6番については関連がございますので、担当委員の人見浩委員、一括して調査の報告をお願いします。
4	(人見 浩) 議案第4号番号5及び6について、調査のご報告を致します。 所有者:高久乙〇〇 Lさん 土地の所在:高久乙 地目:登記簿 畑 現況 山林 面積:××m² 引き続き番号6について、調査のご報告を致します。 所有者:高久乙〇〇 Lさん 土地の所在:高久乙 地目:登記簿 畑 現況 山林 面積:××m² 総合意見: 所有者は農業から引退しておりまして、水田も耕作しておりません。ちょうど目の前に水田や畑があるのですが、その水田と川の間に当該地がありますが、既に山林化しておりまして、農地としては復元することが出来ないと判断致しました。以上です。
議長	(高久 和司) 調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
11	(渡邊 文夫) 担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。
議長	(高久 和司) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「再生困難農地の非農地判断の5番及び6番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、5番及び6番について非農地とする事に決定致します。

—追加議案第1号 所有者不明農地の公示について—

議長 (高久 和司)

次に、追加議案第1号「所有者不明農地の公示について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

本日お配りした追加議案資料をご覧ください。
追加議案第1号につきましては、「所有者不明農地の公示について」1番、2番の2件でございます。
当案件は、所有者または相続人が不在・不明の農地について、公示を行い、相続人が現れない場合には、農地中間管理機構への利用権設定を行うものです。
今回の1番と2番については、令和元年12月20日の総会で公示する事を決定し、その後、中間管理機構に利用権設定された実績のある農地です。

追加議案第1号番号1

所有者:沼野井〇〇 Mさん(平成×年×月中旬死亡)

土地の所在:沼野井 合計××筆

地目:登記簿 田 現況 田

面積:計××㎡

追加議案第1号番号2

所有者:沼野井〇〇 Nさん(平成×年×月×日死亡)

土地の所在:沼野井

地目:登記簿 田 現況 田

面積:××㎡

番号1についてご説明致します。

所有者は平成×年×月中旬頃に死亡し、配偶者及び子はおらず、両親は死亡しており、兄弟は相続放棄をしております。

番号2についてご説明致します。

所有者は平成×年×月×日に死亡し、配偶者は死亡しており、子は相続を放棄しております。

現在、どちらも農地中間管理機構に利用権設定されており、設定後しっかりと地域の担い手が耕作管理をしている状況です。事務局で毎月13日に現地を確認したところ、田植が完了していることも確認できました。利用権が再設定され、引き続き耕作管理されるので好ましい案件であると見て参りました。

宜しくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見、ご質問等ございませんか。

5	(大平 康市) 公示をするという説明はわかりましたが、公示後の取り扱いはどのようになるのでしょうか。
事務局	(加藤 崇介) 公示後につきましては、まず公示期間ですが令和元年の際は半年間公示しなければならないとなっていました、令和5年度中に制度が変わりまして、2ヶ月間公示をします。この2ヶ月間の公示中に、特に意義申し立て等が無い場合には、そのまま農地中間管理機構に利用権が設定されまして、現在の利用者もそうしているのですが、その先は利用者と中間管理機構が賃借の契約をするようになりますので、今回、公示することが決定した後では事務局が扱う事は特にござい ません。 仮にもし、意義申し立てがあった場合には、中間管理機構とうちでやり取りをしまして方針を決定するような運びとなります。出て来ないと何とも言えませんので、まずは2ヶ月間の公示させて頂きまして、その後、利用権を設定するという運びになっております。
5	(大平 康市) 中間管理機構と利用者がそのような契約をしているとは思いますが、権利者としての法的な権利というものは存在するのですね。
事務局	(加藤 崇介) そうですね。今の制度で言いますと、相続放棄されていますので、相続人という方がいないのですが、相続財産の清算人という方が、申し立てがあった場合には設定されるのですが、続放棄されてる方たちからの申し出がないので、今何もできない状況です。そういった土地を利用する時に、国の方に、相続人や権利者が現れた時に、利用料等が払えるように、供託金を一旦納めておくというシステムがあるのですが、今回の利用権設定はそれを使って、一旦、中間管理機構が法務局にお金を収めて、そのお金を5分割したものを契約者が1年毎に、5年間払い続けて、最終的には利用者が中間管理機構を通して国にお金を払うというシステムです。 権利者が出てきた事例がまだないので、具体的な事は言えないのですが。
5	(大平 康市) それはいいとして、結局、利用者、担い手の方たちの保証の面で少し質問をしてみたかったのですが。 わかりました。
議長	(高久 和司) その他ございますか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「所有者不明農地の公示についての1番及び2番」について、公示することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、1番及び2番について公示する事に決定致します。

これもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和7年度第2回農業委員会総会を閉会いたします。